

○ 漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律案に対する質疑

【質問のポイント】

1. 「海業」推進のねらいと法改正の必要性について
2. 海業振興の今後の取組について
3. 海業実施のための支援について
4. 海業実施後のフォローについて
5. 海業実施にあたっての漁業者等の合意プロセスについて
6. 漁港協力団体制度について

本日の会議に付した案件

- 政府参考人の出席要求に関する件
- 漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○ 委員長（山下雄平君） ただいまから農林水産委員会を開会いたします。（略）

○ 委員長（山下雄平君） 漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言願います。

○ 宮崎雅夫君 おはようございます。自由民主党の宮崎雅夫でございます。

本日は、質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。早速質問に入らせていただきます。海業につきましては、昨年三月に閣議

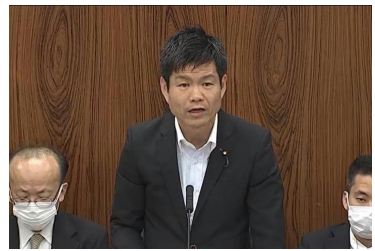
決定をされました水産基本計画、漁港漁場整備長期計画でも海業の推進が位置付けられておるところでございます。今回の法改正についても、それを推進していくための一環であるというふうに思っております。

まず、この海業の推進の狙いと法改正の必要性についてお伺いをしたいと思います。減退や主要魚種の不漁等の様々な課題に直面しており、消費喚起や輸出促進を図るとともに、都市と漁村の交流を促進し、水産業に関する国民の理解醸成、漁村の活性化を図ることが重要となつてきております。

○ 副大臣（勝俣孝明君） ありがとうございます。近年、我が国水産業は、水産物消費の

この法案は、こうした課題に対応していくため、令和四年三月に閣議決定された水産基本計画等を踏まえ、漁業の根拠地である漁港について、その有する価値や魅力を生かし、漁業体験活動や水産食

堂などの事業である海業を推進し、交流人口の拡大とともに水産物消費の増進を図ること、また、漁港において陸上養殖の展開、衛生管理の高度化といった漁港機能の強化を図り、漁業生産力等の向上を図ることなど、所要の措置を講ずるものであります。



答弁する勝俣農林水産副大臣

○ 宮崎雅夫君 勝俣副大臣、ありがとうございます。早速、そういう今後の海業の取組についてお伺いをしたいと思います。

私も、自民党の漁港漁場漁村整備促進議員連盟のメンバーとして年に一度現場にお邪魔をさせていただいているんですけれども、その中で海業の取組も拝見する機会もございました。

例えば、私の生まれ故郷であります兵庫県豊前市、家島漁協が運営をしておりますけれども、大変人が多い、にぎわっているところでございます。それから、昨年は、熊本県の上天草市種合漁港、ブレジャーボートの係留など充実したマリナ施設を持つフィッシュヤリーナ天草などの取組がございまして、今回の法改正で海業の更なる推進が図られまして、漁村の活性化につながればと私も大いに期待をしております。

水産庁では、この海業を広く普及していくために、海業振興の先行事例創出のためのモデル地区の募集を行いまし、三月に十二地区を選定をしております。

す。ゴールデンウィーク中に、モデル地区の一つに選ばれました兵庫県豊前市、漁協ですね、にお伺いしましたところ、組合長さんも地域の活性化のために大変大きな期待をされておりました。

海業の振興では、五年間に五百件の新たに取組む目標を立てられております。全国の漁港の数は二千七百八十と聞いておりますので、取組の目標数は大変意欲的なものじゃないかなというふうに思っております。

海業については、様々な取組がございますので、大規模な投資を行うものだけではないと思えますけれども、五百件の今後の取組に向けて具体的に

取組んでいくのか、今回モデル地区の応募も多数あったと伺っておりますけれども、そういったことも踏まえてお考えをお伺いしたいと思えます。



○ 政府参考人（神谷崇君） お答えいたします。

水産庁では、今委員からの御指摘がございましたように、今後五年間でおおむね五百件の海業の取組を転換することを目指しております。

ここで、水産庁といたしましては、これも委員からの御指摘ございましたが、モデル地区を十二地区選定し、国と地域が一緒になって先行事例づくりに取り組むほか、関係省庁と連携して海業振興に

有効と考えられる海業支援パッケージを作成すること、こうした支援制度について地域において十分に理解が進み浸透するように、相談窓口の設置と併せて関係省庁との連絡体制づくりを行うことなど、目標達成に向けて取組を進めているところでございます。

全国には海業に取り組み意欲のある地区が多く存在していることから、地域ごとの状況に応じた特色ある取組が進んでいくよう、必要に応じて継続的にモデル地区を選定し、先行事例づくりに取り組んでいく考えでございます。

○宮崎雅夫君 モデル地区の取組についても今後継続してというお話も長官からございましたし、今、関係省庁とも連携をしてということでありませうけれども、具体的な数はお話がございませうけれども、多数学を挙げていただいているというふうにも伺っておりますけれども、五百という目標を、これ、数だけもちろん全てではありませんけれども、結構な取組を全国的に広げていこうというふうになりますと、地域それぞれの頑張っていたため、それを支援をしていくためのツールですね、これも充実をさせていく必要があると思えますし、そのツールだけじゃなくて、やはりいろんなことを、相談相手といたすか、そういう人的な支援ということも充実をさせていく必要があると思えますし、そのツールだけじゃなくて、やはりいろんなことを、相談相手といたすか、そういう人的な支援ということも充実をさせていく必要があると思えますし、そのツールだけ

必要があると思えますし、そのツールだけ



あるんじゃないかなというふうに思えます。

水産庁の方では、今長官からもお話がございましたけれども、海業に取り組みるときにこういう支援がありますと、施策を取りまとめた海業支援パッケージ、これも作成をされていると。私も拝見をさせていただきまして、私、なかなかそれを使いこなすというのは、なかなか、やっぱりいろんな相談窓口みたいなのが要るんだろうと。そういうことも含めて、海業振興コンシェルジュも開設をされたんじゃないかなと思っておりますけれども。

これからいろんな相談がコンシェルジュのところにも来ると思えます。そういう内容も踏まえながら、支援も必要に応じてこれ充実をさせていく必要があるんじゃないかなと思えますし、水産庁の皆さん、また関係の省庁とも連携をして、先頭に立って支援をしていくということはもちろん大切なことでありますけれども、地元のある水産庁の担当者の方に直接いろんな相談をするということ、ハードルが高いなというふうに思われる方もいらっしゃるんじゃないかなと思えます。

その点、やはり都道府県の役割というのは非常に大きいんじゃないかなというふうに思えます。都道府県が積極的に地元のやつていこうと思う方の相談役として海業の振興も図っていただくと、そういうことも担っていただかないといけないんじゃないかなというふうに思っております。

更なる支援の充実でありますとか都道府県との連携についてのお考えをお伺いしたいと思います。

○政府参考人（神谷崇君） 答えたい

します。

委員御指摘のように、海業の推進に当たりましては、各種の支援制度や手続につきまして、行政の立場から助言、指導を受けやすいこと、地元との距離が近く、地域の特色や調整すべき関係者の特定といった点で相談しやすいことなど、海業に取り組みたい方にとって都道府県の存在は大きいと考えられます。



答弁する神谷水産庁長官

水産庁といたしましては、まずは、海業推進に当たりまして、都道府県の担当部局との密な連携体制を構築してまいります。加えまして、都道府県単位で開催される説明会やシンポジウムなどの機会を活用するなどしまして、漁業関係団体のみならず、都道府県に海業の推進策への理解を深めてもらえるよう努めてまいります。

○宮崎雅夫君 各省間の連携と、これらも大切でありますし、ある意味同じ部局の中での連携、今長官からも都道府県の関係部局とも十分連携をしていきたいというお話もございましたので、是非よろしくお願ひしたいと思います。要は、一体となつて取り組むということは大切なことだと思えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、次に移りたいんですけど、支援のこれ一環になると思いますが、パッケージもそういうメニューがある、

すぐ並んでいるわけですが、実施後のフォローアップということも極めて大事じゃないかなというふうに思えます。基本的にはその実施主体が努力をさせていただくことは、これはもちろんであるわけでございませうけれども、実施後にやっぱりいろんな課題に直面をするというケースもこれあるわけでありませうし、結果としてなかなか想定をしていたものに到達しないというようなことも例としてはあるんじゃないかなというふうに思えます。なかなか初めから全てが、全ての地区でうまくいくかというところ、なかなか難しいところもあると思えます。課題を抱えた地域ですね、そういう取組をいかにレールの上に乗せていくかということが非常に重要なことだと思えます。

○政府参考人（安東隆君） お答え申し上げます。海業の目的である所得と雇用を生み出し、地域のにぎわいを創出させていくためには、海業の取組を継続的に発展させていくことが重要と考えます。海業を開していく過程では様々な事態の発生が想定されることから、こうした事態に對して早めの対策を打っていただける体制の構築が必要と考えます。



答弁する安東水産庁次長

このため、水産庁では、海業の取組における課題への対処方法などの情報の蓄積や共有を図るとともに、地方公共団体や民間事業者など海業に取り組まれる全ての関係者が気軽に相談できる体制を整えるべく、水産庁に設置する相談窓口において、関係省庁に関する施策であつても一元的に相談をお受けする体制としていくというようなことで対応していきたいと考えております。

○宮崎雅夫君

今お答えをいただきまして、是非そういう体制ですね、やっぱり相談しやすいということが非常に大切なことで、先ほども申し上げましたけれども、



設置はちゃんとやっていただいているんだけれども、ちゃんとそういうところにも本當にうまく相談ができるかどうかというようなどころがあると思うので、これはもう待つていていただけじゃなくて、水産庁の方でもそういう窓口をつくっていただいているわけですから、それぞれ、まあ地域なり地区なりかは分かりませんが、あれども、水産庁の方からも積極的にやはり状況を把握をしていただいて課題を開き出すと。ただ待つだけではなくて、そういう取組、体制の整備だけじゃなくて、そういうことも是非お願いしたいと思えますし、それにはやはり、先ほどお伺いしましたけれども、都道府県であつたり、まあ市町村がこれ漁港管理者でもあるの

であれですけれども、いずれにしても、行政としてのそういうような役割もやはりあるということでもあると思いますので、是非そういう点をお願いしたいと思います。

それから、仮にやっぱり海業の継続が難しいというようなケースも、事業者が撤退せざるを得ないというようなことも、そういうことはもちろんないにこしたことはないわけですけれども、行政の方としては、ちよつと頭の整理といひますか、じや、そういう場合にどうしていくのかというようなことについては頭に入れておく必要があると思います。念のために申し上げておきたいというふうに思います。

次に移らせていただきますけれども、改正案では、農林水産大臣が定める基本方針に漁港整備等活用事業の推進等に関する事項が追加をされまして、基本方針に基づいて漁港管理者は漁港施設等活用事業の推進に関する計画を策定できるといふようにしております。その際、漁業者等の意見聴取と漁港の漁業上の利用を確保するための関係者との調整を経るといふことになっておまして、このような漁業者等との合意プロセスと、これは地域全体で活性化に向けてしっかり取り組んでいくというところで、大変重要なことだというふうに思います。

その後、活性化推進計画の下で、事業者が創意工夫をして実施計画を策定をして漁港管理者の認定を受けることができ、これで最大三十年の漁港施設の貸付けなどが可能になるといふことになるわけですけれども、漁港管理者への事業計画の申請、認定のプロセスの中では漁業者等への意見聴取は法律上位置付けられていないわけです。

活用推進計画では、具体的な活用を想定をされた上で作成をされて、その時点での合意プロセスでは内容は地域にも十分分かるということだと思えますけれども、地域の合意プロセスについてどのようにお考えか、お伺いをしたいと思います。

○政府参考人（安東隆君）

お答え申し上げます。

漁港管理者が活用推進計画を定める際に、漁業者を始めとする漁港関係者の業務や漁港の本来の機能に支障が生じないよう、関係地方公共団体、当該漁港を利用する水産業者及び水産業に関する団体その他の関係者の意見を聴くこととしております。

事業者の実施計画は、このように漁業者を始めとする漁港関係者の意見を反映させた活用推進計画との適合が認定の基準となっておりますので、実施計画も漁港関係者の理解が得られたものが認定されることになると考えております。

いづれにしても、漁業者を始めとする漁港関係者への意見聴取は地域の理解を得て漁港施設等活用事業を安定的に実施していく上で大変重要なプロセスと考えておりますので、水産庁としても、その意見聴取の進め方などを分かりやすく整理し、漁港管理者にお示ししてまいりたいと考えております。

○宮崎雅夫君

今、安東次長からもお答えいただきましたけれども、いづれにしても、そういう関係者との合意プロセスというのは非常に大切なことだと思えますし、その実施計画を作る段階でも、法律上はもちろん位置付けられてはいないにしても、いろんな詳細が決まってくるというわけですから、実施までの段階で

もそうだと思いますけれども、いろいろと地元の関係者とは協議、調整が必要になってくると思えますので、おっしゃったように、具体的にどういう段階でどういふものをやっぱりやっていく必要があるんじゃないかというようなことについては、水産庁からも具体的にこういふうにやられたらどうですかといううな少し指導といいますか、皆さんが分かっていたらどういふ形で、後でいろんなトランプがないような手続をしっかりと踏んでいくという意味では必要だと思えます。

最後の質問になりますけれども、漁港協力団体制度についてお伺いをしたいと思います。

改正案では、漁港施設の清掃、知識の普及啓発等の業務を行う団体を漁港協力団体として指定できるということにしておりますけれども、どういふようにならよつと団体を想定をされているのかといううなこと、それから、その団体が行うための公共空地の占用については漁港管理者との協議が成立することをもって許可があつたものとみなすということになっているわけですけれども、なかなか指

定を見ますと、その団体が指定を受けるメリット感といひますか、そういうものが何か余りないような気がするんですけれども、民間の団体と連携してこういふ活



動を行っていくということは非常に重要な意義なことですので、指定を受けるときに何らかの支援を行うということで更に活動の充実につなげていくということも必要だと思えますけれども、お考えをお伺いしたいと思います。

○政府参考人（安東隆君） お答え申し上げます。

今回新設する漁港協力団体制度は、漁港の維持管理に寄与する団体を漁港管理者が指定する制度であり、具体的には漁港の清掃を行うボランティア団体やNPO法人などの団体の指定を想定しております。漁港で活動を行っているボランティア団体などにとっては、法律に基づく団体として位置付けられることが活動に対するモチベーションの向上につながるのと同時に、活動に対する地域の理解が得られやすくなることから、より活動しやすくなることが期待されます。

加えて、これまでは、ボランティア団体などが活動を行う際、清掃道具や回収ごみの一時保管などに公共空地や水域を占有する場合、活動ごとに漁港管理者に申請を行い占有の許可を受ける必要がありました。この法律成立後は、漁港管理者との協議の成立をもって一定の期間占有が認められることから、業務の、業務実施の円滑化にも資するものと考えております。

○宮崎雅夫君 時間になりましたので終わりますけれども、是非いろんな支援を考えていただければと思います。ありがとうございます。

（以下略）

